

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

不動産取得税の還付

Q : 今年、念願のマイホームを購入しました。先日不動産取得税の納税通知書が送られてきましたので、納期限までに納付しましたが、居住用家屋を取得した場合は不動産取得税が軽減されると聞きましたので、納税通知書を確認したところ軽減されていませんでした。このような場合、今からでも軽減の適用を受けることができますか？

A : 不動産取得税減額申請書を提出することにより税額が軽減され、支払済みの不動産取得税の還付を受けることができます。

【解説】

不動産取得税は、土地や家屋などの不動産を購入した場合に、その不動産が所在する道府県において、その不動産の取得者に対して課される税金ですが、一定の要件を満たした居住用家屋や土地を取得した場合には、税額が軽減される特例が設けられています。例えば一戸建住宅を新築した場合ですと、取得価額から1,200万円が控除されます。また、住宅用の土地を取得した場合には、一定の金額を税額から控除できます。ただし、これらの適用を受けるためには、居住用家屋や土地を取得した日から原則として60日以内に、必要書類を添えて申告することが必要です。

ご質問のケースは、申告しなかったため軽減適用前の税額を納付したということでしょうが、このような場合でも、要件を満たしていれば、不動産取得税減額申告書を提出することにより税額が軽減され、支払済みの不動産取得税の還付を受けることができます。

